

警 察 署 協 議 会 会 議 録

飯塚警察署協議会

開催年月日時	令和元年9月24日 午後 4時00分 から 同 日 午後 5時30分 まで	
開催場所	飯塚警察署3階会議室及び駐車場	
出席者	警察署協議会	会長以下8名
	警 察 署	署長、副署長、地域管理官、刑事管理官、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、地域第二課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通課長、警備課長、他3名（16名）
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <p>○ 各委員、幹部の皆様にはお忙しい中、多数御参加いただきお礼申し上げます。 協議委員の皆様には、活発な意見を出していただき、飯塚市、桂川町の安心安全なまちづくりに御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>○ 本年8月28日付けで福岡県警察本部交通捜査課長から飯塚警察署長に着任した。 警察署協議会委員の皆様には平素から警察活動に御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。 前任の署長同様引き続き、署長を始め署員が一致団結し、飯塚市、桂川町の住民のため業務に邁進してまいりたいと思っている。</p> <p>○ 警察署協議会の趣旨について説明すると、平成12年当時に全国で警察の不祥事が相次いだことが問題となった。この反省から、住民の皆様の見解・要望あるいは思いというものを警察活動に真摯に反映させることを目的に、当協議会が発足し、平成13年6月1日に全県下に警察署協議会が設置された。県内35警察署中管内に住民のいない福岡空港警察署を除く34警察署に設置されている。 協議会においては、私どもから委員の皆様を検討いただきたい案件があれば、諮問という形で御意見を頂戴しており、四半期に1回、年に4回、定例会を開催している。 今後も御意見・要望、または質問を賜りたいと思っていることから、趣旨を御理解いただき、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>【開会】</p> <p>【警察署の業務運営に関する意見・要望】</p> <p>○ 副会長から「交通違反の反則金の決め方と未納者に対する措置はどのように</p>		

議 事 概 要

しているのか」旨の質問がなされ、署長から「反則金については、道路交通法施行令第45条により定められており、全国どこで違反をしても反則金は同じである。また、罰金と呼ぶ方もいるが正式には反則金という。罰金は、法律違反等による裁判の判決で前科として言い渡されるもので、反則金は交通反則通告制度といういわゆる行政処分を前提とした制度で決められている。違反をした者が一定期日までに反則金を納付することにより完結し公訴を免れるというものである。この反則金は、内閣府に納付され、それが、都道府県に再配分され、道路整備や信号機等の整備に使われている。反則金を納付しなければ、検察庁または家庭裁判所に送致され裁判になることがある。また、お金がないという理由で納付できないという場合があるが、督促があった段階で支払われることが多い」旨の回答があった。

【報告事項等】

警察活動の紹介

- 1 飯塚地区子ども見守り隊の発足について
- 2 警護要領について

【閉会】

会長から、次期開催日等の説明があった後、閉会した。

様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）

議 事 概 要